

白情答申第 1 号  
令和 4 年 8 月 9 日

白子町議会議長 酒井 良信 様

白子町情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 荒 井 克 政

令和 4 年 5 月 1 0 日付けで貴職から受けた「白子町議会令和 3 年第 4 回定例会における地方実法第 1 2 3 条第 2 項に基づく議員らの署名のある議会会議録」の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

白子町議会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 9 日付けで審査請求人に対して行った行政文書の部分開示決定処分は、妥当とは言えないため、同決定を取り消し、全部開示すべきである。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 3 月 7 日付けで、実施機関に対し、白子町情報公開条例（平成 1 3 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、「白子町議会令和 3 年第 4 回定例会における地方自治法第 1 2 3 条第 2 項に基づく議員らの署名のある議会会議録」について行政文書の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、同年 3 月 9 日付けで、審査請求人に対し、白子町議会会議録（以下「会議録」という。）の原本である行政文書は条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に該当するものであり、公開することにより特定の個人を識別することができ、また、公共の秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 8 条の規定により、行政文書の部分開示を決定した旨の通知を行った。
- (3) 審査請求人は、同年 3 月 3 0 日付けで、実施機関に対し、行政文書の部分開示決定処分を取り消すとの決定を求める旨の審査請求書を提出した。  
実施機関は、同年 4 月 1 8 日付けで、審査請求人に対し、原処分を維持する趣旨の弁明書を送付した。
- (4) 審査請求人は、同年 5 月 6 日付けで、原処分の取り消しを求める反論書の提出をした。
- (5) 実施機関は、同年 5 月 1 0 日付けで、条例第 1 9 条の規定により、白子町情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件不服申立てについて諮問を行った。

### 3 本件審査請求の主張要旨

#### (1) 審査請求人の主張趣旨

令和4年3月9日付けで実施機関が行った行政文書部分開示決定を条例第7条第2号及び第4号に該当するものとして一部不開示と決定した処分を取り消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア・不開示部分の内容について

審査請求人は白子町議会令和3年第4回定例会において、審査請求人は同会議を傍聴しており、不開示部分は白子町議会議員の一般質問であり、その内容は①選挙違反疑惑に関するもの、及び②職員による不祥事関連疑惑に関するものである。

##### イ・原処分の違法性について

条例第7条第2号は、特定の個人を識別することができるものを不開示情報としているが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を例外的開示情報として不開示部分から除外する旨定めている。(同条ただし書き、同条第2号ア)

選挙違反に関する一般質問において不開示とされた部分は、前町長陣営の氏名に関する情報についてであるところ、同人は選挙時公務員であった。前町長に関する情報は、そもそも自治体の長であり、その氏名は公にされているため、同条第2号アに該当する。

職員による不祥事疑惑に関する一般質問において不開示とされた部分は、現職の町職員である公務員の氏名に関する情報である。職員の氏名については、人事異動の広報掲載等、行政機関による職名と氏名の公表慣行がある場合、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられることから、同条第2号アに該当する。

条例第7条第4号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限度の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものであることから、その「おそれ」は例外の範囲が合理的かつ必要最小限度を超えることがないように、4号挙示の支障が生ずる危険がある程度具体的に推し量れる場合をいうと解すべきであり(仙台高判平成15年12月24日)、その判断につき実施機関による抽象的な「おそれ」を理由とした自由な裁量を認めているものではない。

原処分の不開示部分の①選挙違反疑惑にかかる適否、及び②職員による不祥事関連疑惑関連の適否に関する部分は、ともに公の議場で公開されたものであり、開示することにより人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる危険がある程度具体的に推し量れるとはおよそ考えられない。従って、同条第4号に該当しない。

### 4 実施機関の説明要旨

#### (1) 実施機関は、条例第7条第2号及び第4号を理由とした一部不開示決定処分について、おおむね次のように説明している。

条例第7条第2号に該当しないこと、①選挙違反関連の適否については、確かに当該個人は町公務員であった。条例第7条第2号ウの規定では、当

該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、開示しなければならないとある。しかしながら、本件はその職務の遂行に係る情報ではなく、全くの私人としての情報である。また、法律違反を指摘する発言があったが、誤った印象を与えかねず、個人の名誉に関わる発言である。また、いわゆる職員録基準は公務員の職務遂行情報が前提である。

よって、「条例第7条第2号に該当しないこと ①選挙違反関連の適否について②職員による不祥事疑惑関連の適否について」は否認する。

条例第7条第4号に該当しないことについては、後日の調査により事実と相違する内容の発言が含まれていたことが判明したための措置である。

条例第7条第4号の規定では、公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、不開示とある。それを開示することは、個人の基本的な人権を侵害し、議会という公共の秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることは明らかである。

よって、「条例第7条第4号に該当しないこと」については、否認する。

## 5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月10日	実施機関からの諮問
令和4年6月21日	審議①
令和4年7月 6日	審議②
令和4年8月 3日	審議③

## 6 審査会の判断

### 1 適用される法令等について

#### (1) 条例第7条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（第1号省略）

第2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第 3 号省略）
- 第 4 号 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

## 2 判断

本件情報公開請求となったのは、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項に基づく議員らの署名のある議会の会議録の原本であるが、実施機関はこれを公開することにより、「特定の個人を識別することができ、また、公共の秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため」とし、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に該当するとして、請求人からの情報公開請求に対して一部不開示としての決定処分を主張している。

### (1) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

- ①選挙違反関連の適否について
- ②職員による不祥事疑惑関連の適否について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 5 条第 1 号ハにおける「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、行政庁（公正取引委員会等）もしくはその補助機関（公正取引委員会事務総長等）等として、または独立行政法人等もしくは地方独立行政法人の役人・職員として分任する職務の遂行に係る情報である（宇賀克也 新・情報公開法の逐条解説内第 8 版 有斐閣 2 0 0 2 年 1 月 3 0 日初版 8 8 頁）ことから、選挙活動は、職務の遂行にかかわるものではないため、条例第 7 条第 2 号アからウに該当するものではない。

また、現時点においては、公職選挙法違反の事実は明らかではなく、それを認めるに足りる資料も確認ができていない。

自動販売機設置契約は、職務の遂行にかかわるものでないため、条例第 7 条第 2 号アからウに該当するものではない。

### (2) 条例第 7 条第 4 号の該当性について

実施機関の主張する事実と相違する部分については、事実を認めるに足りる資料もなく、個人の名誉やプライバシーの侵害のおそれはあるものの、条例第 7 条第 4 号に該当するものではない。

### (3) 地方自治の本旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 5 条は「普通地方公共団体

の議会の会議は、これを公開する」と明確に規定している。すなわち、公開ということは秘密会を除いて傍聴が認められ、同時にその会議録は閲覧を認めるという意味に解釈され、法令及び条例等に定めのない限り、情報公開の対象となるものである。本件については、条例の該当性は前述のとおりである。また、過去に最高裁判所の判例において、次のように示されている。「議事の公開には当然に会議録の閲覧請求権の承認を含むものであるから、議会は特段の事由がない限り住民の閲覧請求を拒みえない。」（最判昭和50年4月15日）。このようなことから、本件には特段の事情が認められない。

以上のように検討した結果、当審査会は、実施機関が令和4年3月9日付けで審査請求人に対して行った行政文書の部分開示決定処分は、妥当とは言えないため、同決定を取り消し、全部開示すべきものと判断する。

令和4年8月5日

白子町情報公開・個人情報保護審査会

会	長	荒井	克政
委	員	渡邊	優
委	員	地引	久貴